

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

（申請先）

小川町長 宛て

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ 被保険者氏名	被保険者番号											
	個人番号											
	生 年 月 日	年 月 日										
住 所	〒 電話番号											
入所（院）した 介護保険施設の 所在地及び名称 （※）	〒 電話番号											
入所（院）年月日 （※）	年 月 日		（※）介護保険施設に入所（院）していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。									

配偶者の有無	有 ・ 無		配偶者の有無が「無」の場合、以下の「配偶者に関する事項」 については、記載不要です。											
配偶者に関する事項	フリガナ													
	氏 名													
	生年月日	年 月 日		個人番号										
	住 所	〒 電話番号												
	本年1月1日 現在の住所 （現住所と 異なる場合）	〒 電話番号												
	課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税												

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者／②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者									
	<input type="checkbox"/>	③市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が 年額80.9万円以下です。 （受給している年金に〇してください） ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。									
	<input type="checkbox"/>	④市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が 年額80.9万円を超え、120万円以下です。									
	<input type="checkbox"/>	⑤市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が 年額120万円を超えます。									
預貯金等に関する申告 ※通帳等の写し は別添	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1,000万円（夫婦は2,000万円）、 ③の方は650万円（同1,650万円）、④の方は550万円（同1,550万円）、 ⑤の方は500万円（同1,500万円）以下です。 ※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、③～⑤の方は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。									
	預貯金額	円	有価証券 （評価概算額）	円	その他 （現金・負債を 含む）	円	（ ）※	円	※内容を記入してください。		

申請者が被保険者本人の場合には、以下の記載は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）
申請者住所 〒	本人との関係

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

◎裏面は同意書です。必ず記入してください。

同意書

小川町長 あて

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券の残高について、報告を求めることに同意します。

また、町長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本人>

住所

氏名

印

<配偶者>

住所

氏名

印

町記入欄

本人について		預貯金等
① ②	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	②単身で 1,000 万円以下、夫婦で 2,000 万円以下
③	市町村民税世帯非課税であって、年金収入額＋合計所得金額が 80.9 万円以下	単身で 650 万円以下、夫婦で 1,650 万円以下
④	市町村民税世帯非課税であって、年金収入額＋合計所得金額が 80.9 万円超 120 万円以下	単身で 550 万円以下、夫婦で 1,550 万円以下
⑤	市町村民税世帯非課税であって、年金収入額＋合計所得金額が 120 万円超	単身で 500 万円以下、夫婦で 1,500 万円以下
⑥	市町村民税世帯課税	
配偶者について 1 市町村民税非課税 2 市町村民税課税 3 なし		
交付	年 月 日	適用 年 月 日
		終了 年 月 日

※ 非課税年金を含みます。